

滋教委福第 50 号  
滋教委高第 393 号  
滋教委特支第 197 号  
滋教委保第 129 号  
令和 2 年(2020 年)3 月 26 日

県立学校長様

県教育委員会事務局教職員課健康福利室長  
(公印省略)  
県教育委員会事務局高校教育課長  
(公印省略)  
県教育委員会事務局特別支援教育課長  
(公印省略)  
県教育委員会事務局保健体育課長  
(公印省略)

令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における  
教育活動の再開等について (通知)

このことについて、別添の写しのとおり、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号において文部科学省より通知がありました。令和 2 年度新学期にむけて、下記の事項に特に留意し準備を進めるよう願います。

## 記

### 1 新学期にむけて

- 個々の児童生徒等に対して、感染症拡大防止対策（毎朝の検温、咳エチケット（マスクの着用等）、手洗い・手指の消毒・うがいの実施等）を十分指導する。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（以下、ガイドラインとする）にそって対応する。発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。
- ガイドラインの 4 ページにあるように、学校においては、次の 2 点について特に留意し、集団感染のリスクを避けることを徹底する。

#### (1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば 2 方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

#### (2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないようマスクを装着するなどするよう指導すること。

- 衛生管理等の詳細は別紙 1 の添付資料に基づくものとする。
- 別紙 2 の健康観察表を参考に、各校の実態に応じて実施すること。

※ マスクについては、児童生徒が市販のものを確保できない場合は、手作りマスクを作成していただく等、保護者や地域の関係者への協力をお願いすることや、また、学校においても作成の取組を行うこと等を検討願います。（別紙 令和 2 年 3 月 25 日付 文部科学省通知「各学校等における教育活動再開へ向けたマスクの準備について」参照）

## 2 新年度の学校行事の精選

- 各校における教育目標等に照らし合わせ、各校ですでに精選されているところではあるが、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点を加え、状況によりさらなる延期や内容の見直しを図る。

## 3. 県立高等学校の授業料について

ガイドラインの 11 ページにあるように「高校生等への修学支援に関すること」について、以下の点に配慮留意する。

- 所得要件を満たさない場合等、高等学校等就学支援金の対象とならず授業料徴収となった保護者等について、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合、授業料減免制度を適用できる可能性があることから、生徒や保護者等への制度周知を改めて図るとともに、生徒や保護者等からの相談に対し、丁寧な対応を行うこと。

※家計急変については、就学支援金担当者説明会配布の資料および、滋賀県教育委員会ホームページを参照すること。

### ●県立高等学校の授業料等の減免制度

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/nyuushi/zyugyo/105614.html>

※ 各学校においては、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう願います。

※ 上記については、現時点での判断であり、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、時期や内容の見直しをすることもある。

#### 【担当】

(健康管理に関すること)

保健体育課 保健安全・給食係 小林  
077-528-4614

(県立高等学校の授業料に関すること)

高校教育課 修学支援係 平子  
077-528-4587

(部活動に関すること)

保健体育課 学校体育係 東谷  
077-528-4627

(学校給食に関すること)

保健体育課 保健安全・給食係 竹中  
077-528-4614

(特別支援学校に関すること)

特別支援教育課 教育指導係 宮地  
077-528-4643